

事務連絡
令和2年5月21日

各位

国土交通省自動車局

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する周知等について（依頼）

第35回新型コロナウイルス感染症対策本部（5月21日開催）において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されるとともに、京都府、大阪府及び兵庫県について、緊急事態宣言が解除されました。

これら3府県を加えた緊急事態措置の対象とならない42府県においては、これまで実施してきたテレワーク、時差出勤等に引き続き取り組むとともに、都道府県をまたぐ不要不急の帰省や旅行は感染拡大防止の観点から可能な限り控えていただく必要があります（別添1、2を参照）。

関係団体におかれましては、引き続き「基本的対処方針」、「新しい生活様式（別添3）」、「業種別ガイドライン」等を踏まえ、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

- （別添1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月21日変更）
- （別紙2）第35回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- （別添3）新しい生活様式